第四次川口市行政改革大綱



平成28年4月 川口市

E	次			
1	趣	言		1
	1.1	策员	官の経緯	1
	1.2	本下		1
	1.3	本下	 おの新たな方向性	3
	1.3	3.1	中核市への移行	3
	1.3	3.2	地方創生総合戦略の推進	3
	1.3	3.3	総合計画と行政改革	3
2	基	本事	項	5
	2.1	大約	岡	5
	2.2	推过	進計画	5
	2.3	改革	革の視点	5
	2.4	推过	進体制と進行管理等	6
	2.5	職員	員の意識改革の推進	6
3	基	本方	針	7
4	基	本方	針を具体化する取り組み	8
	4.1	持統	売可能な財政基盤の確立	8
	4.1	.1	財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則)	8
	4.1	.2	未納額の圧縮	8
	4.1	.3	受益者負担の適正化	9
	4.1	.4	新たな財源の確保	9
	4.1	.5	公会計の活用	9
	4.1	.6	行政評価システムの充実	. 10
	4.2	公存	有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現	. 10
	4.2	2.1	施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理	. 11
	4.2	2.2	基金の安全かつ効率的な運用の推進	. 11
	4.3	市国	民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立	. 12
	4.3	3.1	組織・機構の最適化	. 12
	4.3	3.2	定員管理・給与の適正化	. 12
	4.3	3.3	職員の意識改革と人材の育成	. 13
	4.3	3.4	事務改善の推進	. 13

4.3	3.5	外郭団体等の運営の見直し	13
4.3	3.6	情報化の推進	13
4.4	民間	間の知恵を活かした行政運営の推進	14
4.4	4.1	市内事業者の積極活用による民間との連携	14
4.4	4.2	民間手法による監査の実施	14
5 参	考資	料	15
5.1	行政	改改革の推進体制について	15
5.2	行政	& 改革推進組織図	16
5.3	JII	口市行政改革推進本部設置要綱	. 17
5.4	JII	口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領	. 19

1 趣旨

1.1 策定の経緯

本市は、昭和50年度から行政改革に着手し、昭和60年度に第一次川口市 行政改革大綱を策定し、平成22年度には第三次川口市行政改革大綱(以下、 「第三次大綱」という。)を策定しました。

この間、社会経済状況の変化に対応し、事務事業の見直しを進めるとともに、 組織機構の簡素合理化を図るなど、一定の成果をあげてきたところです。しか し、行政改革に終着点はなく、常に時代の変化を機敏・的確に捉え、これを行 財政運営に反映していくことが肝要です。

これまでの行政改革大綱は、本市が取り組んできた行政改革の方向性を踏まえながら、新たな行政課題への対応についても方向性を示してきました。これは、地方分権が進展する中にあっても、市民への説明責任を果たし、信頼性の確保を図るため、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するうえで、不可欠な取り組みの基本となっているものです。

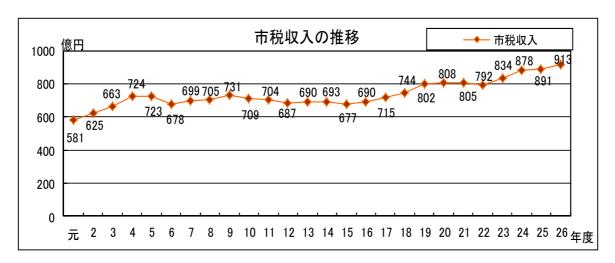
しかし、第三次大綱の期間中に、市政運営の基本となる総合計画が見直されることになったことから、新たに策定する第5次川口市総合計画の行政課題等との整合性を図るとともに、市民の皆様から信頼される市政運営に資するため、この度、第四次川口市行政改革大綱を策定し、終わりなき行政改革を今まで以上に推進することにしました。

1.2 本市の行財政をめぐる状況

本市の財政状況として、歳入面での根幹をなす市税については、長期の景気 低迷により横ばいの状態が続いていましたが、平成23年度以降の決算におい ては、景気回復や徴収体制の強化等により増収傾向にあります。【図表1】

しかし、今後の本市の人口予測を考慮すると、税収については長期的には大きな伸びは見込めない状況が想定されます。また、国の三位一体改革以降の国庫補助金等の削減傾向に加え、かつては重要な財源であった公営競技による収益事業収入も、娯楽の多様化の影響等から減少傾向にあるなど、歳入の確保は、今後も厳しい状況が続くと想定されます。

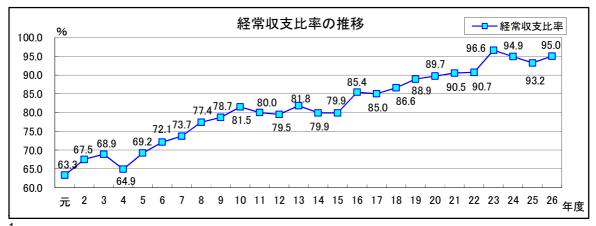
【図表 1】市税収入の推移



一方、歳出面では、少子高齢化社会・情報化社会・環境問題等への対応、老 朽化した公共施設や社会インフラの更新・改修、社会基盤整備の推進、市内経 済の活性化、安全・安心な市民生活の実現など、諸課題に対応するため様々な 施策を実施することが、引き続き求められています。こうした中にあって、火 葬施設整備、新市立高等学校整備、新庁舎建設の大規模事業を進めています。

経常収支比率¹が、平成20年度には89.7%であったものが、平成26年度には95.0%まで上昇するなど、財政構造の硬直化が懸念される状況でもあり、財源の確保とともに、ますます慎重な財政運営が求められています。【図表2】

【図表 2】 経常収支比率の推移



1 自治体の財政構造の弾力性を測る比率。これは、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、都市にあっては75%程度が妥当であり、80%を超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるといわれている。

1.3 本市の新たな方向性

1.3.1 中核市への移行

本市は、平成23年10月に鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人の新川口市として新たなスタートを切りました。また、平成26年5月に、地方自治法の一部改正により、中核市制度と特例市制度の統合が行われました。こうした変化を受け、都市の特性を活かしたまちづくりを推進するため、平成30年4月1日を目標期日に中核市へ移行することになりました。

中核市制度は、地域の課題や実情に応じて、自らの判断と責任において、地方自治を推進することのできる大都市制度の一つですが、中核市移行により移譲される権限を、市民のために最大限活用することが、市の新たな役割となっています。

1.3.2 地方創生総合戦略の推進

我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方が成長する活力を取り戻す「地方創生」を進めるため、平成26年11月に、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本市においても、都市の持続的な発展のためには、市内経済の好循環を基盤 に、首都東京に隣接する立地特性や交通利便性を活かし、"選ばれる"まちづ くりを進めることが不可欠となっています。

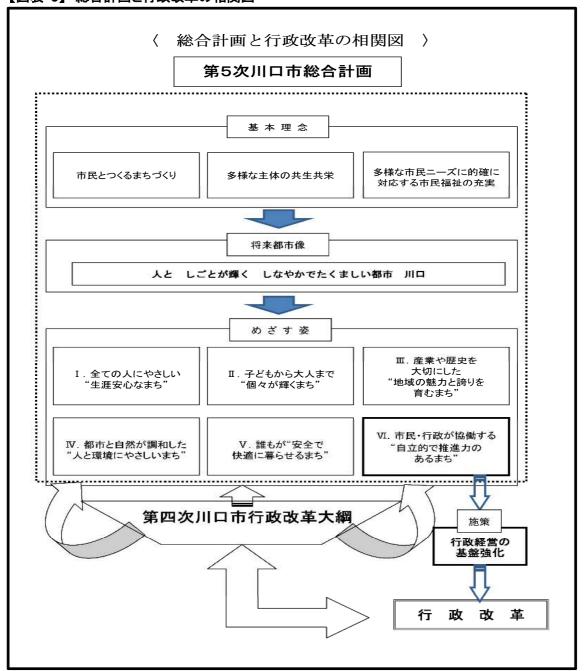
そこで、国の方針等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5カ年の政策目標及び施策を取りまとめた「川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」を策定したところです。

本市の最上位計画である総合計画の下、総合戦略を併せて推進することにより、本市の元気を生み出すための施策の強化が、市の役割として期待されています。

1.3.3 総合計画と行政改革

本市の行政改革は、川口市のまちづくりに関する最上位計画である「第5次 川口市総合計画」の推進に併せ、効率的な行政運営を行うことにより、計画的 なまちづくりを支えていくものです。このような観点から、行政改革大綱は、 行政改革を着実に進めていくため、効率的かつ効果的な行政運営の基本方針を 定め、総合計画に掲げる政策の着実な実現を支援していくものです。【図表3】 地方分権が一層進み、自己決定・自己責任による自治体運営がますます求め られる中、第5次川口市総合計画の基本構想では、本市のめざす姿に「自立的 で推進力のあるまち」を掲げ、総合計画を推進する施策の一つに「行政経営の 基盤強化」を位置付けています。この施策の目標を達成する観点からも、引き 続き行政改革を推進する必要があります。

【図表 3】総合計画と行政改革の相関図



2 基本事項

2.1 大綱

第四次川口市行政改革大綱は、第5次川口市総合計画の期間に合わせ、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。【図表4】 これにより、総合計画の推進と歩調を合わせ、行政改革の推進を図り、効率的かつ効果的な行財政運営と行政サービス提供の一層の向上を目指します。

2.2 推進計画

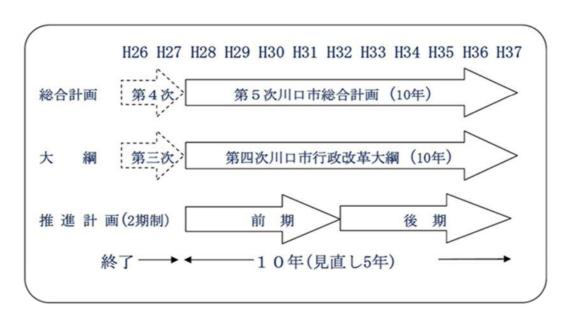
推進計画は、大綱に掲げる基本方針に基づき、前期5年間、後期5年間とし、 改革を推進するための具体的な取り組みについて定めます。計画の着実な実行 を図るため、可能な限り数値化した目標を掲げることにします。

また、推進計画は、毎年度、計画の進捗状況を検証するとともに、必要がある場合には新たな改革の項目を位置づけることとします。

2.3 改革の視点

大綱は、これまで進めてきた事務や事業の合理化・簡素化や無駄を省くなど、 財源の効率化・スリム化を主とする「量の改革」とともに、最小の経費で最大 の効果があげられるよう、市民満足度を高める質の高い行政サービスの提供を 主とする「質の改革」にも取り組みます。

【図表 4】総合計画、行革大綱、推進計画の期間の対応



2.4 推進体制と進行管理等

第四次川口市行政改革大綱に掲げる改革を着実に進めるため、庁内に組織する市長を本部長とする「行政改革推進本部(行革本部)」が主体となり、行政改革を推進するとともに進行管理を行います。

また、全庁的な行政改革への取り組みについては、「各部局等行政改革推進委員会」及び行革本部の下部組織である「改革計画検討委員会」において適宜検討し推進計画を取りまとめ、行革本部会議に諮ります。

さらに、本市の行政改革に関する取り組み内容を市民に明らかにするため、 本市ホームページや「広報かわぐち」並びに市政情報コーナーにおいて分かり やすく公表します。

2.5 職員の意識改革の推進

行政改革を進めるにあたっては、職員一人ひとりが総合計画及び行政改革大綱を理解し、行政改革の意識を持って行政コストの節減に取り組むことが必要です。

その一方で、サービスの質的低下を招かないよう、常に創意工夫をします。 また、市民ニーズを積極的に把握するよう努め、市民の期待に応えられ、かつ信頼される職員を目指します。

3 基本方針

本市の行政改革の取り組みについては、以下の4つを基本方針とします。

〈基本方針〉

- 1 持続可能な財政基盤の確立
- 2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現
- 3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立
- 4 民間の知恵を活かした行政運営の推進

4 基本方針を具体化する取り組み

予算、資産、職員・組織を一体とし、市の事業内容・実施方法の改善、新たな政策課題への対応能力の確保及び市の事業を継続していくための行財政基盤の確立を念頭に、民間の知恵と協力により、無駄なく、効率的・効果的に活用・確保していく取り組みを推進することによって、市民生活の持続的な維持・改善を実現していきます。

4.1 持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況の中で自立した行財政運営を行うためには、自主財源の安定的な確保を図り、歳出の抜本的な見直しを行うなど、財政基盤の根本的強化を図ることが重要です。

このため、歳出については費用対効果を十分考慮した事業の実施に努め、新たな発想や整備手法による効率的な公共事業の実施など、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を、真に必要な分野に集中させるとともに、これまで継続的・計画的に実施してきた事業であっても不断の見直しを行なうことにより、歳出の抑制に努めます。

また、歳入においては市税等の収納率の向上や、受益者負担の適正化など収入の確保に努めるとともに、新たな財源の確保策について幅広く検討し実施していきます。

こうした視点から、以下の事項に取り組みます。

4.1.1 財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユー・ゴー²の原則)

厳しい財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進め、安定した財源の確保を図るため、歳出増、歳入減を伴う施策を新たに実施する際は、財源の確保を原則とし、収支のバランスを図るよう財政規律の徹底に努めます。

4.1.2 未納額の圧縮

市税等による歳入は、長引く景気の低迷により横ばい傾向にあるものの、行 政サービスを継続して提供するための根幹となる財源です。本市における市税

² 予算の策定などで、新規の支出などを行う際に、財源確保を義務づけること。

全体の収納率は、平成25年度に90.6%と、20年ぶりに90%台に回復し、 平成26年度においては91.5%となりましたが、未だ低い状況にあります。

引き続き、質の高い行政サービスを提供するため、税負担の公平性の観点から公平かつ厳正な確保に取り組み、厳しい経済状況にあっても納税している市民が納税意欲を失わないように、収納と滞納整理等を着実に実施します。

4.1.3 受益者負担の適正化

行政サービスを利用する市民と利用しない市民の間に、著しく公平性を欠く ことがないように、サービスを受けた市民には受益に応じた負担を求めること が必要です。その際は、市民の理解を得られる合理的な料金となるよう、本市 の財政状況を開示し、算定方法の明確化を図ります。

また、受益者負担の開始時及び見直し時にあたっては、コストの圧縮を検討することはもちろんのこと、サービスを受ける市民に対し、受益に見合った負担となるよう適正化を図ります。

4.1.4 新たな財源の確保

予算編成において、限られた財源だけに着目しても、経営資源には限りがあり、行政サービスの向上は望めません。そこで、市として新たな財源を検討するとともに、各部局等においても、その事業にのみ充てられる、いわゆる特定財源を開拓し、行政サービスの拡充に取り組みます。

4.1.5 公会計³の活用

統一的な基準による地方会計制度は、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入 を前提とした財務書類の作成を行い、適切に開示するものです。

今後は、全国統一的な基準による複式簿記、発生主義に基づく財務書類を作成するとともに、正確なコスト分析の導入による事業評価にも目を向けて、公会計の活用を推進していきます。

3 国及び地方公共団体で行われている会計のことであり、現在は、主に、現金の流れを主眼に置き、予算の適正・確実な執行に資する現金主義・単式簿記で行っている。これらを補完するため、今後は、現金だけでなく、全ての資産・負債の移動、収益、費用などを記録する「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法を導入し、地方公

共団体の財務状態の透明性を高め、財政の効率化・適正化を推進する。

4.1.6 行政評価システムの充実

これまで本市は、施策及び事務事業の目的及び成果に対し、職員による内部評価と有識者や市民等による外部評価を行ってきました。その結果、行政経営の透明性の確保など一定の成果をあげてきました。

しかし、厳しい財政状況の中、より一層、市民に対する説明責任の履行、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政運営の推進が求められています。

そのため、外部評価制度を充実させ、限られた財源の中で必要とされる事業や優先すべき事業を見極め、その実証効果の検証及び必要な見直しを行う行政評価システムの導入により、P(Plan=he)、D(Do=P算執行・事業実施)、C(Check=he)、A(Action=ch)のマネジメントサイクルを確立した行政評価システムの充実を図ります。

4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現

公有財産は、市民ニーズに対応した行政サービスの提供に資する財産として、 効率的・効果的に活用するように努めています。また、各種公共施設にあって は、人口増加期の昭和40年代から昭和50年代にかけて整備を進め、市民サ ービスの向上に活用してきました。

しかし、これら公共施設の大半は、建築後30年から50年が経過し、老朽 化の進行に伴い、今後一斉更新の時期を迎えることになります。

そこで、平成21年3月には、市が保有する土地・建物の全体像を把握するとともに、将来的に必要となる施設維持に係る財政負担を試算した「川口市施設白書」を作成し、これに基づき、平成25年9月には、施設維持に係る資産運用の基本を定める「川口市施設マネジメント基本方針」を策定しました。

更に、平成26年4月には、国(総務省)から全ての自治体に対し、保有する公共施設等の状況を把握し、更新費用の見込みと更新・改修等にあたっての基本的な方向性や、施設分類ごとの計画を定める「公共施設等総合管理計画」の策定について要請がありました。

今後、国の要請を踏まえ、本市としても、これまでの取り組みを更に強化し、 市が保有する社会インフラを含めた公有財産の有効活用を図っていきます。 こうした視点から、以下の事項に取り組みます。

4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理

本市では人口増加期に整備された施設の老朽化が進み、今後一斉更新の時期を迎えます。しかし、現下の厳しい財政状況の中で、すべての施設を順次建替えることは極めて困難な状況にあります。このため、川口市公共施設等総合管理計画基本方針に基づき組織横断的に施設マネジメント推進体制を確立し、全庁的な視点で施設の必要性を検証する中で、施設を「建替え」・「改修」・「統廃合」などの整理を行い、計画的で適正な施設配置に努めます。また、引き続き活用する施設については計画的な保全措置を実施し、長期利用を図るとともに、施設に係るライフサイクルコスト(生涯費用)の縮減等を図ります。

さらに、財政状況がますます厳しくなる中、健全な財政運営を確保するため、 財産有効活用の一環として、大規模な土地については、街づくりの視点を踏ま えながら売却や貸付等を検討し、処分における条件を適切に検証し管理経費の 削減に努めます。

なお、公有財産を処分するにあたり、売却や貸付等を積極的に推進するため、 川口市公有財産利活用基本方針を策定します。

4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進

低金利時代が続く中、自主財源を確保する方策の一つとして、今後、約10年間、取り崩すことが予定されていない基金については、定期預金よりも高金利を見込むことができる国債、地方債、地方公共団体金融機構債などの長期債権(10年)を購入し、試行的に運用します。そして、その実績を見極め、より効率的な基金の運用ができるよう検討していきます。

4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立

地方分権の進展により、自己決定・自己責任の原則の下で、地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められていることから、新たな行政課題に迅速に対応し、より専門性を兼ね備えた組織が必要とされています。このため、運営体制の強化を行うとともに、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の意識改革を積極的に図り、意欲と能力が最大限に活かせる仕組みづくりに取り組みます。

また、行政の補完的組織として重要な役割を果たしている外郭団体や第三セクターについては、健全かつ効率的な財務運営、時代のニーズに適応する組織となることを目指します。更に、地方公営企業についても、経営の基本原則である公共性と効率性の両面から、より一層経営の健全化に向けた取り組みを進めます。

こうした視点から、以下の事項に取り組みます。

4.3.1 組織・機構の最適化

近年、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、市民の視点に立った組織・機構のあり方を検討し、迅速・的確に対応できる組織を目指します。

また、本市が行う施策の実現に向け、合理的かつ効率的な機構となるよう各部局間での連携を図るとともに、常に時代のニーズに沿った最適な組織・機構となるよう随時見直しを行います。

4.3.2 定員管理・給与の適正化

本市では、中核市移行に伴う組織のあり方を検討する中、将来の市民ニーズや業務量に合わせた適正な職員配置に努めるとともに、中・長期的な視点に立った「川口市定員管理計画」を策定します。

また、職員給与については、国家公務員の給与制度や民間の実態を考慮した 給与改定を行い、給与水準の適正化を図ります。

さらに、事務事業を洗い直すことにより、臨時職員や非常勤職員等、事務事業の特性に合った多様な雇用形態を活用し、人件費の合理化に努めます。

4.3.3 職員の意識改革と人材の育成

地方分権の進展により、地方公共団体には自己決定・自己責任に基づく自治体運営が求められています。また、市民の視点に立った政策を立案し効率的に事務を執行していくためには、職員が能力を最大限に発揮することが必要になります。このため、各職場においてワークライフバランスを意識した職場づくりに努めるとともに、研修を通して職員の自発的な意識改革を進め、「川口市人材育成基本方針」に基づいた人材の育成に努めます。

4.3.4 事務改善の推進

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が取り組む課題や業務は増加傾向にある一方で、厳しい財政状況が続く中でも限られた財源を有効に活用した行政サービスを提供することが必要です。このため、行政評価を活用して事業の特性や必要性を検証し、業務内容や実施方法等の見直しを行い、初期の目的に達した事業は終了するなど、常に事務の改善に努めます。

4.3.5 外郭団体等の運営の見直し

外郭団体や第三セクターは、これまで行政の補完的機能を有する機関として 重要な役割を果たしてきました。しかし、これらをめぐる環境は、公益法人制 度の施行、国の第三セクター改革や指定管理者制度の活用など、大きく変化し ています。

このことから、設立目的・業務内容から存在意義や役割等を検証することにより、社会情勢の変化に応じた更なる団体運営の効率化・活性化等を実現するため、「外郭団体の見直しに関する指針」(平成19年5月)を改訂します。

4.3.6 情報化の推進

社会経済環境の変化に的確に対応し、質の高い行政サービスの提供を迅速に行うためには、ICT (情報通信技術)の果たす役割がますます大きくなっていきます。

今後は市民の利便性を更に高めるため、ワンストップ総合窓口などの行政サービスにも対応可能なシステムの構築や、ICTを活用した事務の効率化に努めます。また、新たなシステムの導入に際しては低廉なコストで使い勝手のよいシステムの構築に努めます。

4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進

地方分権の進展や少子高齢化社会の到来といった社会情勢の変化により、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、市民と行政が共に行動することが重要となっています。

市民と行政間での役割分担を明確化し、地域の身近な課題の解決や地域の特色を活かした地域経営を推進していくため、住民自治の強化や行政と地域との協働が必要となってきています。また、経済的に活力ある地域の発展という観点からは、市内事業者との協働も必要です。

そのためには、全ての市民に公平に対応する行政活動だけではなく、町会や 自治会などの地域型コミュニティ、サークルやNPOなどのテーマ型コミュニ ティや市内事業者が自発的かつ主体的に取り組む活動をサポートすることなど により、協働・連携による地域経営の推進を図ります。

こうした視点から、以下の事項に取り組みます。

4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携

これまで行ってきた業務委託や指定管理者制度の内容を評価・検証するとともに、地産・地消による地域経済の発展という観点も取り入れ、市内事業者の積極的な活用に努めていくとともに、民間の知恵を更に活かしていく仕組みを検討していきます。

4.4.2 民間手法による監査の実施

行政の説明責任が増大する中、公正で透明性の高い行政運営を確保すること が必要です。

また、中核市移行後は、包括外部監査⁴の実施が法律で義務付けられます。このため、行政情報の提供と包括外部監査機能を導入し、中核市制度の総合的な推進を図っていきます。

⁴ 各自治体の監査委員が行う行政内部の監査とは別に、弁護士や公認会計士など外部の監査人と契約を結び、 監査を受ける制度。都道府県、政令指定都市、中核市に対しては義務づけられている。

5 参考資料

5.1 行政改革の推進体制について

◎行政改革推進本部

行政改革推進本部は、市長を本部長に、副市長を副本部長とし、本部員は、 教育長、水道事業管理者、病院事業管理者、常勤監査委員及び部長並びに市長 が指定した理事により構成しています。

本部は、総合的な行政改革の計画に関することをはじめ、全庁的な行政改革の実施及び推進に関する取り組みなど、簡素で効率的な行政運営の確立を行う機関として位置づけています。

また、本部に改革計画検討委員会を置き、行政改革の実施及び推進に必要な 各部局等の推進計画案の策定及び見直しを行う組織として、企画財政部長、政 策審議員、その他市長が選任する委員で構成しています。

◎各部局等行政改革推進委員会

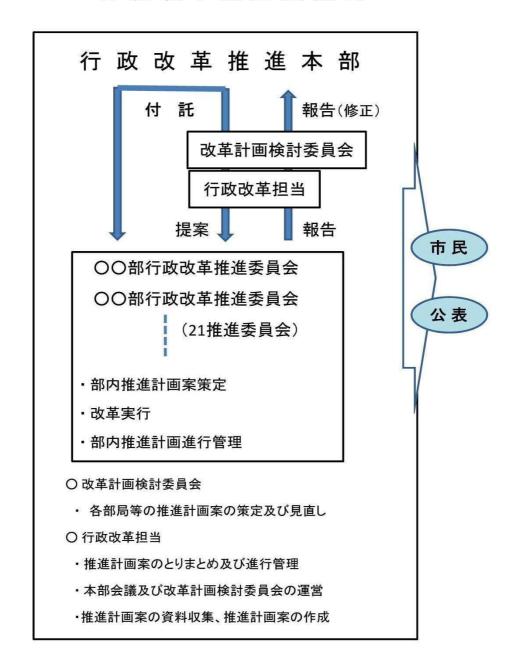
各部局等行政改革推進委員会は、行政改革推進本部の会議において付託された事項を検討するとともに、本部において決定された部内行政改革の進行管理を行います。

◎行政改革担当

行政改革担当は、各部局等の行動計画案の提出を受け、その取りまとめを行 うとともに、毎年、推進計画に位置付けた事業の実施状況や検討状況の報告を 受け、その取りまとめを行い、行政改革推進本部に報告します。

5.2 行政改革推進組織図

行政改革推進組織図



: このアイコンは「革新の芽」を表しています

川口市行政改革推進本部設置要綱

(平成10年3月11日決裁)

改正 平成 12 年 4 月 4 日決裁

改正 平成 14 年 4 月 1 日決裁 改正 平成 16 年 4 月 1 日決裁

改正 平成 17年5月2日決裁 改正 平成 18年4月3日決裁

改正 平成 19 年 4 月 2 日決裁

改正 令和 2 年 4 月 1 日決裁

改正 平成 13 年 4 月 2 日決裁

改正 平成 20 年 4 月 1 日決裁

改正 平成 28 年 4 月 1 日決裁 改正 平成 30 年 4 月 1 日決裁

(目的及び設置)

第1条 本市における行政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を確立する ため、川口市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 総合的な行政改革の計画に関すること。
 - (2) 全庁的な行政改革の実施及び推進に関すること。
 - (3) その他行政改革の実施及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、水道事業管理者、常勤監査委員、病院事業管理者及び 部長並びに市長が指定した理事をもって充てる。

(職務)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、 本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(改革計画検討委員会)

- 第6条 本部に改革計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。
- 検討委員会は、行政改革の実施及び推進に必要な各部局等の行動計画案の 策定及び見直しを行う。
- 3 検討委員会の組織は、企画財政部長、政策審議員及び市長が選任する委員 をもって構成する。
- 4 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長とし、副 委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 5 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(各部局等行政改革推進委員会)

- 第7条 本部に各部局等行政改革推進委員会(以下「各部推進委員会」という。) を置く。
- 2 各部推進員会に関する事項は、別に定める。 (庶務)
- 第8条 本部の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 2 第二次川口市行政改革推進本部設置要綱(平成6年11月28日決裁)は、 廃止する。

附則

- この要綱は、平成12年4月4日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月2日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

川口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領

(平成10年3月11日決裁) 改正 平成12年4月4日決裁 改正 平成13年4月2日決裁 改正 平成14年4月1日決裁 改正 平成16年4月1日決裁 改正 平成17年5月2日決裁 改正 平成27年4月1日決裁 改正 平成27年4月1日決裁 改正 平成30年4月1日決裁

1 目的

この要領は、各部局等行政改革推進委員会(以下「各部推進委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

各部推進委員会は、川口市行政改革推進本部(以下「本部」という。)の会議において付託された事項を検討するとともに、本部において決定された部内改革計画の進行管理を行う。

3 組織及び職務

- (1) 各部推進委員会のそれぞれの委員会(以下「各委員会」という。)の 名称は、別表のとおりとする。
- (2) 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、各部局等の長が選任する。
- (3) 各委員会の委員長は、各委員会を統括するとともに、行政改革推進のための部内改革計画の進行を管理する。
- (4) 各委員会の副委員長は、各委員会の委員長を補佐し、委員長に事故が あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議

各委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 報告

各委員会は、検討した結果を本部に報告するものとする。

6 庶務

各委員会の庶務は、委員長が定める部署において処理する。

附則

1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成12年4月4日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成13年4月2日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成16年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表 各部局等行政改革推進委員会

No	各 部 推 進 委 員 会 名
1	企画財政部行政改革推進委員会(市長室を含む)
2	総務部行政改革推進委員会
3	危機管理部行政改革推進委員会
4	理財部行政改革推進委員会
5	市民生活部行政改革推進委員会
6	福祉部行政改革推進委員会
7	子ども部行政改革推進委員会
8	保健部行政改革推進委員会
9	環境部行政改革推進委員会
1 0	経済部行政改革推進委員会
1 1	建設部行政改革推進委員会
1 2	都市計画部行政改革推進委員会
1 3	都市整備部行政改革推進委員会
1 4	医療センター行政改革推進委員会
1 5	上下水道局行政改革推進委員会
1 6	教育局行政改革推進委員会

1 7	消防局行政改革推進委員会
1 8	議会事務局行政改革推進委員会
1 9	選挙管理委員会事務局行政改革推進委員会
2 0	監査委員事務局行政改革推進委員会(会計課を含む)
2 1	農業委員会事務局行政改革推進委員会